

広島大学（大学院人間社会科学研究科）及び広島大学（法学部）の法曹養成連携協定の
変更協定

広島大学大学院人間社会科学研究科（以下「甲」という。）と広島大学法学部（以下「乙」という。）は、令和3年3月4日付2文科高第1080号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和5年4月1日から、連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。以下同じ。）の成績評価（別紙認定協定第4条）について、「評価：89－80，成績の表示：優」の割合を20％程度から20％程度（秀と合わせて30％程度）に変更する。
- 2 令和5年4月1日から、連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法（別紙認定協定第7条）について「5年一貫型教育選抜」を追加する。

（効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和5年1月26日

甲
学長（代理人）
広島大学大学院人間社会科学研究科長
小林 信 一

乙
学長（代理人）
広島大学法学部長
永 山 博 之

広島大学大学院人間社会科学研究科及び広島大学法学部の法曹養成連携協定

広島大学大学院人間社会科学研究科（以下「甲」という。）と広島大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、乙の法曹養成プログラムにおける教育と甲の実務法学専攻における教育との円滑な接続を図り、法化社会化を支える共創的な学びを実践する法曹の養成を目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- （1）連携法科大学院 広島大学大学院規則第4条に規定する甲の実務法学専攻
- （2）連携法曹基礎課程 広島大学法学部細則第6条第2項に規定する乙の法曹養成プログラム（以下「本法曹コース」という。）

（本法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（本法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（本法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、乙に在籍する本法曹コースの学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。
 - （1）教育課程や学修方法に関する相談に応じ、指導及び助言を行う学修指導教員を配置すること。
 - （2）学修指導教員は、履修及び成績等の情報確認を行い、学修支援面談を年2回実施して学修状況を把握したうえで、指導及び助言を行うこと。
 - （3）授業への満足度を把握するため、年4回、学生に対しアンケートを実施して意見や意識等を調査すること。
 - （4）「学部教務委員会」及び「学部長室」については、（2）の学修状況や（3）の調査結

果を把握、分析し、第6条第2項に規定する連携協議会に報告して、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと。

(甲の乙に対する協力等)

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- (1) 乙の求めに応じ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院への進学のためのガイダンスを行うこと。
- (2) 乙の求めに応じ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院における教育方法及び教育内容を体験する機会を提供すること。
- (3) 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業科目の配置及び内容について協議を行うこと。
- (4) 本法曹コースの学生に対する学修指導を行うに際し、乙に必要な助言や協力を行うこと。

2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 第1項各号に掲げる事業の実施方法及び前項に定める連携協議会の運営方法については、甲と乙の協議により決定する。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- (1) 5年一貫型教育選抜 論文試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
- (2) 開放型選抜 論文試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に1年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じ

ない場合は、前条の規定にかかわらず、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあつては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースを登録、又は登録する予定の学生が、本法曹コースを修了、又は登録を解除する時、終了するものとする。

(本協定に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であつて本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年1月26日

甲

学長（代理人）

広島大学大学院人間社会科学研究科長

小林 信一

乙

学長（代理人）

広島大学法学部長

永山 博之

1. 乙の法曹養成プログラムの教育課程編成の方針

法曹養成プログラムでは、次の方針のもとに教育課程を編成し、実践する。

- ・1年次には教養教育科目を中心に履修しつつ、専門基礎科目を履修し法学部提供のプログラムへと導入する。
- ・2年次にはプログラムを選択し、法律系を中心とした専門科目（基本科目）、専門科目（関係科目）の履修や「基礎演習」への参加を通してプログラムの到達目標を達成するための基礎固めをし、早期卒業に向けて発展的な学修をする。
- ・3年時には早期卒業を目標として、専門演習に参加するとともに、法科大学院の入学前に身につけておくべき能力を満たすための学修をする。
- ・早期卒業等をしなかった場合、4年次には、専門演習に参加するとともに、各分野の専門科目（関係科目）を履修することによって、法・社会の問題分析や課題解決を提案する応用能力を涵養する。
- ・学修の成果は、各科目を別紙2の成績評価の基準によって評価する。

2. 乙の法曹養成プログラムの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目					
		科目名	単位数	ページ	科目名	単位数	ページ	科目名	単位数	ページ	
1年	前期	法学基礎	2	110							
	後期	統治システム論	2	5							
		民法総則1	2	26							
2年	前期	民法総則2	2	29							
		法曹養成基礎	1	113							
		基本的人権1	2	8					基礎演習（公法）	2	153
		民事法基礎1	1	59					国際法1	2	173
		民事法基礎2	1	78					国際法2	2	176
		物権法1	2	33					戦争と平和の国際法	2	179
		物権法2	2	38					Legal System and Japanese Society	2	184
		契約法	2	48							
	後期	親族法	2	53							
		相続法	2	56							
		会社法1	2	70							
		刑法総論	2	97							
		基本的人権2	2	11					基礎演習（私法）	2	156
		公法基礎	1	14					基礎演習（政治学・社会学）	2	159
3年	前期	刑事法基礎	1	106					外国書講読	2	162
		債権総論1	2	42					法哲学	2	165
		債権総論2	2	45					法制史	2	168
		不法行為法	2	51					法社会学	2	182
		会社法2	2	74							
	後期	刑法各論	2	100							
		民法応用	2	103					民事法特論2	1	146
		民事訴訟法1	2	83					刑事訴訟法	2	141
		民事法特論1	1	62					行政法1	2	129
		ケーススタディ刑事法	1	125					行政法2	2	134
4年	前期	ケーススタディ民事法	1	123					法学論文指導	2	150
									税法1	2	187
									税法2	2	190
									労働法	2	197
									労働組合法	2	201
	後期	刑事政策	2	205					刑事政策	2	205
		国際私法	2	212					国際私法	2	212
		法社会学応用	2	218					法社会学応用	2	218
		演習1	2	221					演習1	2	221
		民事訴訟法2	2	86					公法特論	1	144
前期	ケーススタディ公法	1	121					刑事法特論	1	148	
								商取引法	2	193	
								民事執行・保全法	2	207	
								倒産処理論	2	210	
								国際取引法	2	215	
後期	演習2	2	226					演習2	2	226	
	演習3	2	231					演習3	2	231	
4年	前期										
	後期							演習4	2	236	
合計	前期							紛争解決と法曹実務	2	241	
	後期										
合計			51(8)				(24)		※1		

※1 必修科目を含む専門教育科目を82単位以上、教養教育科目を32単位以上の修得が必要

※2 上記表の合計単位数に加え、次のとおり合計10単位以上の修得が必要

- (1) 教養教育科目のうち、上記表の合計単位数を超えて修得した単位
- (2) 専門教育科目のうち、上記表の合計単位数を超えて修得した単位

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

1. 成績評価の基準表

評価	成績の表示	評価の割合
100-90	秀	10%以内
89-80	優	20%程度 (秀と合わせて30%程度)
79-70	良	40%程度
69-60	可	30%程度
59-0	不可	
授業出席回数不足, または試験未受験	欠席	

※「成績の表示」の評語は設定していない。

2. 成績評価の厳格化

- (1) 成績評価は、絶対評価とする。
- (2) 授業担当教員は、成績評価の厳格化の観点から、授業目標や成績評価の方法等、成績評価に関する情報をシラバスに明示するものとする。
- (3) 授業担当教員は、試験の難易度や成績評価に占めるその比重等を設定するときは、「秀」が極めて優秀な成果を修めている学生に与えられる成績評価であること、奨学金の給付やプログラムの選択等、学生に与える影響が大きいことに鑑み、受講者全体に占める「秀」の割合が目安として10%以内となるよう努めるものとする。
- (4) 前号に定めるもののほか、「秀」以外の割合についても、1.の基準表における評価の割合を標準とし、著しいものとならないよう努めるものとする。
- (5) (3) 及び (4) にかかわらず、次のいずれかに該当する科目については、原則として評価の割合に関する適用対象から除外するものとする。
 - イ 受講者数がおおむね20人以下の授業
 - ロ 習熟度に応じて編成する授業
 - ハ 演習、実験、実習又は実技による授業
 - ニ その他成績評価の偏りに相応の理由があると法学部教務委員が認める授業

3. 平均評価点(GPA: Grade Point Average)

算出方法等については、以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。

乙の法曹養成プログラムを登録の学生を対象とする早期卒業制度

◆履修上限を超えての科目の履修について

○ 2年次以下の学生

1学期に履修することができる単位数の上限は24単位とする。

ただし、休業期間中の集中講義の単位、教職に関する科目、放送大学及びインターンシップの単位は含めない。

【申請できる基準】

当該学期に24単位以上修得し、秀及び優の単位の比率が80%以上であること。

【申請による履修可能単位数】

申請により、次学期に上限を超えて28単位まで履修することができる。

○ 3年次以上の学生

1学期に履修することができる単位数の上限は32単位とする。

◆早期卒業について

以下のI. またはII. により、修業年限3年以上で卒業することができる。

I. 2年次申請による早期卒業

【早期卒業候補者】

2年次終了（休学期間なし）までに次の要件を満たす見込みの者について、2年次の1月末日までに早期卒業候補者申請書を提出することにより、選考を経て、早期卒業候補者とする。

- ・甲の実務法学専攻に進学を志望する者
- ・修得単位について、次の要件をすべて満たす者
 - ・教養教育科目の卒業要件単位をすべて修得していること。
 - ・専門教育科目を必修科目から34単位以上修得していること。
 - ・専門教育科目を必修科目以外で連携協議会が認めた科目から10単位以上修得していること。

参考：履修（修得単位）モデルケース

年次	教養	専門 (必修)	専門 (基本)	専門 (関係)	自主選択枠	総修得数
1年次	32	9			2	43
2年次		26		12	4	42
3年次		16	9	10	4	39
計	32	51	9	22	10	124

【早期卒業の認定基準】

上記の早期卒業候補者のうち、次の要件をすべて満たす者について、3年次後期の卒業判定の対象とし、認定する。

- ・甲の実務法学専攻の入学者選抜に合格した者
- ・3年以上在学し、かつ、所定の卒業要件単位をすべて修得していること。
- ・全科目のGPAが65以上であること。
- ・法学部専門教育科目の「優」以上の修得単位数が60単位以上であること。

II. 3年次申請による早期卒業

【早期卒業候補者】

次の【早期卒業の認定基準】を満たす見込みの者について、3年次の10月末日までに早期卒業候補者申請書を提出することにより、早期卒業候補者とする。

【早期卒業の認定基準】

上記の早期卒業候補者のうち、次の要件をすべて満たす者について、3年次後期の卒業判定の対象とし、認定する。

- ・3年以上在学し、かつ、所定の卒業要件単位をすべて修得していること。
- ・全科目の総修得単位数のうち、「優」以上の修得単位数の比率が90%以上であること。

乙の法曹養成プログラムを修了して甲の実務法学専攻に入学しようとする者を対象とする
入学者選抜の方法

(1) 5年一貫型教育選抜

・募集人員：4名

・対象者：乙の法曹養成プログラム修了予定者

(甲が法曹養成連携協定を締結した全ての連携法曹基礎課程の修了予定者を含む)

・出願要件：出願時の年度末をもって、乙の法曹養成プログラムを修了見込みであること

・出願書類：以下に掲げる書類とする。

①入学願書, ②成績証明書, ③法曹コース修了見込み証明書, ④志望理由書, ⑤その他,
甲の募集要項において提出を求める書類等

・合否判定の方法：

合否判定は、論文試験を課さず、書類審査により実施するものとする。

書類審査は、法曹コースにおける必修科目の成績その他提出書類の評価にて行うものとする。

(2) 開放型選抜

・募集人員：4名

・対象者：乙の法曹養成プログラム修了予定者及び他大学が設置する法曹コース修了予定者

・出願要件：出願時の年度末をもって、乙の法曹養成プログラム又は他大学が設置する法曹
コースを修了見込みであること

・出願書類：以下に掲げる書類とする。

①入学願書, ②成績証明書, ③法曹コース修了見込み証明書, ④志望理由書, ⑤その他,
甲の募集要項において提出を求める書類等

・合否判定の方法：

憲法、民法、刑法の3科目の論文試験を課して、選抜を実施するものとする。

合否判定は、論文試験の成績に、法曹コースにおける成績、その他の提出書類の評価を付
加して行うものとする。



適 格 認 定 証

(平成 30 年度)

広島大学長 殿

貴大学大学院法務研究科法務専攻は独立行政法人大学
改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価に
おいて法科大学院評価基準に適合していることを証する

平成 31 年 3 月 27 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

機構長 福田 秀樹



<別紙2>

改正前：乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評価	成績の表示	評価の割合
100-90	秀	10%以内
89-80	優	20%程度
79-70	良	40%程度
69-60	可	30%程度
59-0	不可	
授業出席回数不足, または試験未受験	欠席	

※「成績の表示」の評語は設定していない。

改正後：乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評価	成績の表示	評価の割合
100-90	秀	10%以内
89-80	優	20%程度 (秀と合わせて30%程度)
79-70	良	40%程度
69-60	可	30%程度
59-0	不可	
授業出席回数不足, または試験未受験	欠席	

※「成績の表示」の評語は設定していない。

改正前<別紙 4>

乙の法曹養成プログラムを修了して甲の実務法学専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

【開放型選抜方式】

- ・募集人数：4名
- ・対象者：乙の法曹養成プログラム修了予定者及び他大学が設置する認定法曹コース修了予定者
- ・出願要件：出願時の年度末をもって、乙の法曹養成プログラム又は他大学が設置する認定法曹コースを修了見込みであること
- ・出願書類：以下に掲げる書類とする。
 - ①入学願書、②成績証明書、③法曹コース修了見込み証明書、④志望理由書、
 - ⑤その他、甲の募集要項において提出を求める書類等
- ・合否判定の方法：
資質確認の論文試験、及び憲法、民法、刑法の3科目の論文試験を課して、選抜を実施するものとする。
合否判定は、論文試験の成績に、法曹コースにおける成績、その他の提出書類の評価を付加して行うものとする。

改正後<別紙 4>

乙の法曹養成プログラムを修了して甲の実務法学専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

(1) 5年一貫型教育選抜

- ・募集人員：4名
- ・対象者：乙の法曹養成プログラム修了予定者
(甲が法曹養成連携協定を締結した全ての連携法曹基礎課程の修了予定者を含む)
- ・出願要件：出願時の年度末をもって、乙の法曹養成プログラムを修了見込みであること
- ・出願書類：以下に掲げる書類とする。
 - ①入学願書、②成績証明書、③法曹コース修了見込み証明書、④志望理由書、
 - ⑤その他、甲の募集要項において提出を求める書類等
- ・合否判定の方法：
合否判定は、論文試験を課さず、書類審査により実施するものとする。
書類審査は、法曹コースにおける必修科目の成績その他提出書類の評価にて行うものとする。

(2) 開放型選抜

- ・募集人員：4名
- ・対象者：乙の法曹養成プログラム修了予定者及び他大学が設置する法曹コース修了予定者
- ・出願要件：出願時の年度末をもって、乙の法曹養成プログラム又は他大学が設置する法曹コースを修了見込みであること
- ・出願書類：以下に掲げる書類とする。
 - ①入学願書、②成績証明書、③法曹コース修了見込み証明書、④志望理由書、
 - ⑤その他、甲の募集要項において提出を求める書類等
- ・合否判定の方法：
憲法、民法、刑法の3科目の論文試験を課して、選抜を実施するものとする。
合否判定は、論文試験の成績に、法曹コースにおける成績、その他の提出書類の評価を付加して行うものとする。

法曹コース及び特別選抜の規模の考え方

(基本情報)

法科大学院を置く大学の名称	広島大学
法科大学院の名称	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻
法科大学院の入学定員	20 名
特別選抜の募集人員 (5 年一貫型)	4 名
特別選抜の募集人員 (開放型)	4 名

法曹コースを置く大学の名称	広島大学
法曹コースを置く学部の入学定員	法学部 170 名
法曹コースを置く学科の入学定員	法学部法学科昼間コース 140 名
法曹コースの名称	法曹養成プログラム
法曹コースの定員	定めない

(法曹コース及び特別選抜の規模の考え方)

① 法曹コースの定員設定の考え方
<p>一般選抜募集人員の割合を多めに残しつつ、法曹養成プログラム修了予定者のための特別選抜の募集人員を増員することにより、法曹志望の学生のみならずチャレンジ意欲のある学生にも法曹となる途を開き、多様な法曹の養成を図る。法曹プログラム 2・3 年次において、法学部及び法科大学院の教員による個別学修指導を適宜実施することにより、法曹として求められる基礎的学識と資質を涵養する。</p> <p>3 年次以降の法曹養成プログラム所属を認める要件については、法曹プログラム 1・2 年次の成績 (法律専門科目) の GPA が 65.00 以上であり、法学部専門教育科目の「優」以上の修得単位数が 32 以上であるという要件を維持する。実際、法学部ではこれまでもこの要件を満たす学生数は 10 名程度である。</p>
② 特別選抜の募集人員の考え方
<p>法学部卒業後法科大学院既修者コースに進学し修了後 1 年以内の司法試験に合格した学生は、令和 4 年度は 40% (5 名中 2 名) で、過去 5 年間で 28% (28 名中 8 名) となっている。うち、法学部法学科昼間コース出身者は過去 5 年間合計 2 名で、全体の 4 分の 1 であったが、広島大学法学部からの既修者コース進学者が多かった平成 28 年及び令和元年の司法試験では、同進学者 5 名が修了後 1 年以内の司法試験に合格した実績がある。令和 5 年度には、広島大学法学部が広島市内に移転し、法曹コースの授業における法科大学院教員の指導が充実すれば、今まで他大学の法科大学院に進学していた約 10 名の半数程度が、本法科大学院に進学することが見込まれる。</p> <p>開放型特別選抜の募集人員については、令和 4 年 11 月に実施した B 日程入試選抜において合格者が 1 名であったことに加え、令和 5 年 1 月に実施する C 日程入試では、例年、優秀な受験生の駆け込み的な受験が多いことから、複数名の他大学法曹コース修了者の合格が見込まれることを考慮し、4 名を維持し、その選抜方法については、憲法、民法、刑法の法律科目試験を実施する方法を維持する。</p> <p>5 年一貫型特別選抜の募集人員については、香川大学法学部との法曹養成連携協定の運用開始により、同学部 GPA 3.0 以上の学生 1 名程度が広島大学法科大学院に進</p>

学することが想定される。また、広島大学法学部からの進学者が3名以上存在した年度には、修了後1年以内の司法試験合格率は50%であったところ（平成28年、令和元年）、広島大学法学部を早期卒業するGPA65以上の学生10名程度は、令和3年には他大学法科大学院に進学していたが、令和4年度からは、前年度に締結した法曹養成連携協定に基づき、専攻長（法科大学院長）による本学法学部法曹養成プログラムの学生10名に個別面談を行い、その半数以上が本学法曹コースに進学を希望していることを確認、令和5年度からは、法学部が法科大学院と同じキャンパスに移転し、法曹コース教育での法科大学院教員の綿密な指導を行うことから、当該10名の学生中、半数程度が広島大学法科大学院を受験することが想定される。そこで、広島大学法学部からの進学者を3名と想定した。

5年一貫型特別選抜の方法については、各法曹養成プログラムにおいて基礎的学識を一定程度修得していることが期待されることから、論文試験を課さず、書類審査の方法により選抜を行うものとする。

（参考情報）

①-1 法曹養成プログラム修了者の法科大学院修了直後の司法試験合格率	（目標値） 75%（合格者3名／受験者4名）
①-2 法曹養成プログラム修了者の法科大学院在学中の司法試験合格率	（目標値） 75%（合格者3名／受験者4名）
（備考）既修コース法科大学院修了直後の司法試験合格率	（令和4年） 40%（合格者2名／受験者5名） （過去5年間） 28.57%（合格者8名／受験者28名）
②①において合格が見込まれる学生の法曹コース修了時のGPA	65.0
（備考）GPA算出方法	$\frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$ ・成績評価は秀、優、良、可、不可（不合格）の5段階評価である。 ・小数点第3位以下を切り捨てる。
③②におけるGPAの獲得が見込まれる学生数（単年度）	10名程度
④①において合格が見込まれる学生の法科大学院修了時のGPA	2.40
（備考）GPA算出方法	$\frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数}}$ ・成績評価は秀、優、良、可、不可（不合格）の5段階評価である。 ・小数点第3位以下を切り捨てる。 ・必修科目を計算の対象とする。

⑤④における GPA の獲得が見込まれる学生数（単年度）	4名程度
⑥法曹コースを修了し，入学する者の法学既修者認定の方法及び認定基準	
<p>法律基本科目（基礎科目）について，5年一貫型教育選抜においては，法曹コースの成績にて，開放型選抜においては，法曹コースの成績及び憲法，民法，刑法の論文試験の結果を確認する。</p> <p>本学が設置する認定法曹コースからの進学者の認定基準は，5年一貫型教育選抜においては，憲法，民法，商法，民事訴訟法及び刑法の各科目につき法曹コースでの成績（GPA）が65.00以上であること，開放型選抜においては，憲法，民法，刑法の論文試験の結果が合格基準点を超過していること，なお，憲法，民法，商法，民事訴訟法及び刑法の各科目につき法曹コースでの成績（GPA）が65.00以上であることを充たす場合に当該5科目につき一括履修免除とする。但し，各科目において認定基準である65.00を割る成績となった場合，当該科目につき，甲が実施する単位修得認定試験に合格したことをもって単位修得を認定する。</p> <p>他大学が設置する認定法曹コースからの進学者の認定基準については，本学が設置する法曹コースからの進学者の認定基準を参考にその都度相手大学と確認したうえで取扱いを決定する。</p>	